# 特許協力条約に基づく規則の修正条文

引用により含める旨の陳述

第十一条(1) ⑾に規定する一又は二以上の要 載されていない場合には、当該受理の日に国 含める旨の陳述を願書に記載することがで く確認に従つて引用により当該国際出願に 適用上、当該要素又は部分を巡の規定に基づ 細書、請求の範囲若しくは図面の部分が、当 分、又は巡の2個に規定する要素若しくは明 定する明細書、請求の範囲若しくは図面の部 規定する国際出願の要素、若しくは恋のに規 場合において、第十一条①圓個若しくは回に 願が先の出願に基づく優先権の主張を伴う 素を受理官庁が最初に受理した日に、国際出 とともに提出された場合に限り、願書に追加 際出願に記載されている場合又は国際出願 きる。当該陳述は、当該受理の日に願書に記 に完全に記載されているときは、3%の規定の 該国際出願に記載されていないが先の出願

### 15.2 額及び移転 ↓ 8.2

することができる。

- に移転する。 手数料をスイス・フランにより国際事務局 は、受理官庁は、帰の規定に従って国際出願 所定の通貨がスイス・フランである場合に
- 手数料の換算額を決定する。受理官庁 る当該手数料の換算額を国際事務局に は、20の規定に従って所定の通貨によ た指針により、所定の通貨による当該 のための通貨として所定の通貨を定め 交換することができるものであるとき は、事務局長は、国際出願手数料の支払 所定の通貨がスイス・フランに自由に いる各受理官庁ごとに、総会が定め

- (ii) 転することができる。 又は合衆国ドルにより国際事務局に移 決定する当該手数料の換算額をユーロ る総会が定めた指針により事務局長が に交換し、20の規定に従い、()に規定す 所定の通貨からユーロ又は合衆国ドル は、当該受理官庁は、国際出願手数料を する。また、受理官庁が希望する場合に イス・フランにより国際事務局に移転 手数料表に掲げる額の当該手数料をス 責任を負うものとし、窓の規定に従い、 の通貨からスイス・フランに交換する は、受理官庁は、国際出願手数料を所定 交換することができるものでないとき 所定の通貨がスイス・フランに自由に
- 数料を所定の通貨で当該国際調査機関に移 には、受理官庁は、帰の規定に従つて調査手 ldにおいて「決定通貨」という。) である場合 を決定するに当たり用いた通貨(以下この 所定の通貨が国際調査機関が調査手数料
- 数料の換算額を国際調査機関に移転す 規定に従って所定の通貨による当該手 の換算額を決定する。受理官庁は、%2の により、所定の通貨による当該手数料 各受理官庁ごとに、総会が定めた指針 の通貨として所定の通貨を定めている 事務局長は、調査手数料の支払のため することができるものであるときは、 所定の通貨が決定通貨に自由に交換
- (ii) とし、窓の規定に従い、国際調査機関が ら決定通貨に交換する責任を負うもの 理官庁は、調査手数料を所定の通貨か ることができるものでないときは、受 所定の通貨が決定通貨に自由に交換す

## り当該国際調査機関に移転する。

- 対し次のいずれかのことを求める。 る場合を除く。以下「欠落部分」という。)に ると認められる場合及び恋の2個に規定す の全体が欠落している若しくは欠落してい くは欠落していると認められる場合を含む る場合(すべての図面が欠落している若し るかどうかを決定するに当たつて、明細書 は、出願人の選択により、速やかに出願人に が、第十一条(1)((1)())()()()に規定する要素 る若しくは欠落していると思われると認め 請求の範囲、又は図面の部分が欠落してい 類が第十一条(1)に掲げる要件を満たしてい
- ところによつて処理する。 に提出した場合には、当該部分は国際出願 前であるが巛に規定する当該期間内に、国 要件のすべてを満たした日又は満たす日の 際出願日として認め、巡伽及び⑹に定める ①に掲げる要件のすべてを満たした目を国 に含まれるものとし、受理官庁は、第十一条 めに@に規定する欠落部分を当該受理官庁 際出願として提出されたものを完成するた による結果、出願人が、第十一条(1)に掲げる (()の規定に基づく求め又はその他の理由
- 誤つて提出された要素及び部分
- 類が第十一条(1)に掲げる要件を満たしてい の図面が誤つて提出された又は誤つて提出 くは提出されたと認められる場合(すべて しくは図面の部分が誤つて提出された若し められる場含、又は明細書、請求の範囲、若 誤つて提出された若しくは提出されたと認 ①∭仂若しくは@に規定する要素の全体が るかどうかを決定するに当たり、第十一条 受理官庁は、国際出願として提出される書

- 定める額の当該手数料を決定通貨によ
- 受理官庁は、国際出願として提出される書
- (a) の 2 2

- 出願人の選択により、速やかに出願人に対 して次のいずれかのことを求める。 て提出された要素又は部分」という。)には されたと認められる場合を含む。以下「誤つ
- を補充すること 48の規定に基づき当該正しい要素又は

より、国際出願として提出されたもの

正しい要素又は部分を提出することに

間が満了する場合には、これにつき出願人 願の日から十二箇月を経過した後に当該期 受理官庁は、優先権の主張の基礎となる出 当該期間内に意見を述べることを求める。 また、意見がある場含には、窓に規定する 規定に従つて確認すること。 部分を引用により含めることを200の

の注意を喚起する。

- 細則に定めるところによつて処理する。 出願目として認め、涩的及び(0並びに実施 に掲げる要件のすべてを満たした日を国際 除されるものとし、受理官庁は、第十一条⑴ 提出された要素又は部分は国際出願から削 分は国際出願に含まれるものとし、誤つ 提出した場合には、当該正しい要素又は部 めに正しい要素又は部分を当該受理官庁に 際出願として提出されたものを補充するた 前であるが巛に規定する当該期間内に 要件のすべてを満たした日又は満たす日 による結果、出願人が、第十一条(1)に掲げる (()の規定に基づく求め又はその他の理
- 誤つて提出された要素又は部分は国際出 又は部分は国際出願に含まれるものとし するために正しい要素又は部分を当該受理 に規定する当該期間内に、国際出願を補充 要件のすべてを満たした日の後であるが如 による結果、出願人が、第十一条(1)に掲げる 官庁に提出した場合には、当該正しい要素 (()の規定に基づく求め又はその他の理由

ろによつて処理する。 は部分を受理した日に訂正し、当該出願人 出願日を当該受理官庁が当該正しい要素又 から削除されるものとし、受埋官庁は、国際 にその旨を通知し、実施細則に定めるとこ

則に定めるところによって処理する。 ものとし、当該受理官庁は、第十一条①に掲 提出された要素又は部分は国際出願に残る 記載されているとみなす場合には、誤つて した日に国際出願として提出されたものに 又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理 規定に基づき、第十一条⑴ ㎞ に規定する 願日として認め、⑵(6)及び(6)並びに実施細 げる要件のすべてが満たされた日を国際出 による結果、正しい要素又は部分が、淄仏の (0の規定に基づく求め又はその他の理

は、実施細則に定めるところによつて処理 なされなかつたものとみなされ、受理官庁 及び当該規定に基づく国際出願日の訂正は れた要素又は部分は削除されなかつたもの 提出されなかつたもの、当該誤つて提出さ この場合には、当該正しい要素又は部分は を無視することを請求することができる る書面において、当該正しい要素又は部分 知の日から一箇月以内に受理官庁に提出す た場合には、出願人は、〇の規定に基づく通 ()の規定に基づき国際出願目が訂正され

の26又は脳の26に定めるところによつ には記載されていないことを認めた場合に る当該要素若しくは部分が先の出願に完全 く要件に従つていないこと又は回に規定す 受理官庁が、48若しくは(0の規定に基づ

ld及びcc、並びに360のに規定する期間は、次 23(3)及び(6)、24、25(3)、(6)及び(6、25の2(3) て処理する

> のとおりとする。 は、その求めの日から二箇月 く求めを出願人に発出している場合に 20(0) 20(0) 又は20002(0) 規定に基づ

その通告を速やかに公報に掲載する。 願については、適用しない。国際事務局は ない間、当該受理官庁に提出された国際出 でに国際事務局に通告することを条件とし 理官庁がその旨を二千二十年四月九日ま る国内法令に適合しない場合には、当該受 及び他の規定が受理官庁によつて適用され 、これらの規定は、その国内法令に適合し 一千十九年十月九日において巡の2個

の2回の定めるところによつて処理するこ とができる。 て処理する場合には、出願人は恋@又は恋 が狐に又は狐の2にの定めるところによつ 定めるところによつて処理する。受理官庁 (i)、256日又は25Cで、2502日又は2502Cの 願に含まれない場合には、受理官庁は、巡し づき要素又は部分が引用により当該国際出 二千十九年十月九日において巡の2個

局は、その通告を速やかに公報に掲載する。 た国際出願に関して、適用しない。国際事務 定する行為が当該指定官庁に対して行われ 当該指定官庁については、第二十二条に規 らの規定は、その国内法令に適合しない間 事務局に通告することを条件として、これ がその旨を二千二十年四月九日までに国際 法令に適合しない場合には、当該指定官 の規定が指定官庁によつて適用される国内

官庁での手続上適用されない場合には、 に含めることが、280日又は60の適用上、指定 に含めたが、当該引用により当該国際出願 り要素又は部分を引用により当該国際出願 266の規定に基づき受理官庁の発見によ

(ii)

当該出願を取り扱うことができる。ただし、 として、又は巡回若しくは巡の2回の規定 (b)の規定に基づき国際出願日を認めたもの に基づき国際出願日を訂正したものとして 該指定官庁は、巡(の(i)、巡(の若しくは巡の?

料の額は当該国際調査機関が定めるものとし 求めの日から一箇月以内に支払うよう求め、

その額は調査手数料の額を超えてはならない。 び支払うべき手数料の額を表示する。追加手数 当該求めは、出願人に対し、追加手数料をその

26の42 遅れた表示の補充ヌは追加 理した当該書面は、国際公開の技術的準備が完 る表示を願書に補充し又は追加することができ 際事務局に提出する書面によつて、灿に規定す に国際事務局が受理したものとみなす。 了する前に到達した場合には、当該期間の末日 出願人は、優先日から十六箇月の期間内に国 。ただし、当該期間の満了後に国際事務局が受

28(0)又は140の適用上、18及び26の規定に基

めるところによつて処理する。 合には、出願人にその旨を通知し、実施細則の定 追加が26の41に定める期間内に受埋されない場 国際事務局は、仙に規定する表示の補充又は

第四〇規則の二 載されているものとみなさ

### 加手数料 素若しくは部分における追 れた欠落部分又は正しい要

よう求めることができる。 関に通知された場合には、追加手数料を支払う した後に次の①又は⑪に規定する事項が当該機 国際調査機関は、国際調査報告の作成を開始 追加手数料の支払の求め

それぞれ巡に又は巡の2にの規定に基づ き、国際出願に含まれること。 欠落部分又は正しい要素若しくは部分が

づき、第十一条①圖に規定する一又は二以 が、それぞれ巡伽又は巡の2個の規定に基 欠落部分又は正しい要素若しくは部分 第二六規則の四 82の3.00及び(0を準用する)

41に規定する表示の補充又

表示の補充又は追加

国際出願に含まれる又は記 関する国際調査報告を作成する。 又は正しい要素若しくは部分を含む国際出願 払われていることを条件として、当該欠落部分 査機関は、当該追加手数料が所定の期間内に支 追加手数料は、当該機関に直接に支払う。国際調 うかの表示、又は先の出願の写しを別 ⑪のために優先権書類に関して『Illal、 規定に基づき国際出願日を認めた場合 個に提出することによつたかどうかの lb若しくはWに従うことによったかど には、その旨の表示及び出願人が260 基づいて、温的间、温切又は温の2個の 素又は部分を引用により含めることに 受理官庁が48及び26の規定に基づき要

(viii) 表示 該当する場合には、誤つて提出された

要素又は部分が巡の2個又は他の規定 に従って国際出願から削除された旨の

51 (a) の (viii) 2.1 ら削除された誤つて提出された要素又 は部分の翻訳 26又は6の規定に従って国際出願か 8003に規定する場合において、250

素又は部分を引用により含めることに 規定に基づき国際出願日が認められた 基づいて、23(1)(ii)、25(1)(1)又は25の2(1)の 受理官庁が48及び26の規定に基づき要

国際出願に記載されているとみなされたこ 上の要素を受理官庁が最初に受理した日に

れているかに関する表示を提出するこ 翻訳文のどの部分に当該部分が記載さ 分については、出願人に優先権書類の 令が、明細書、請求の範囲又は図面の部 るために、指定官庁が適用する国内法 全に記載されているかどうかを決定す き当該要素又は部分が優先権書類に完 場合において、80010の規定に基づ

### 国際出願の翻訳文 とを要求できる場合

書、請求の範囲又は図面の部分を含むもの 国際出願に含まれていたとみなされる明細 定に基づき提出する‰6の規定に基づき (6)、近(6、近の2(6)、近の2(6)又は26(8)の規 (d)又は(e)に規定する要素、及び出願人が% 200の規定に基づき提出する第十一条(1)回は、出願人が200、25の2(6)、25の2(6)又は 国際出願の(4)に規定する言語への翻訳文

### 額及び移転

取扱手数料をスイス・フランにより国際専 は、国際予備審査機関は、紀の規定に従って 所定の通貨がスイス・フランである場合に

国際事務局に移転する。 定の通貨による当該手数料の換算額を 予備審査機関は、紀の規定に従って所 当該手数料の換算額を決定する。国際 定めた指針により、所定の通貨による る各国際予備審査機関ごとに、総会が は、事務局長は、取扱手数料の支払のた 交換することができるものであるとき めの通貨として所定の通貨を定めてい 所定の通貨がスイス・フランに自由に

(ii) は、国際予備審査機関は、取扱手数料を 交換することができるものでないとき 所定の通貨がスイス・フランに自由に

(i) (ii)

ルにより国際事務局に移転することが た指針により事務局長が決定する当該 規定に従い、一句に規定する総会が定め ユーロ又は合衆国ドルに交換し、窓の 機関は、取扱手数料を所定の通貨から 希望する場合には、当該国際予備審査 料をスイス・フランにより国際事務局 従い、手数料表に掲げる額の当該手数 する責任を負うものとし、冠の規定に 手数料の換算額をユーロ又は合衆国ド に移転する。また、国際予備審査機関が 所定の通貨からスイス・フランに交換

## 第七一規則 国際予備審査報告及び関連書類 できる。

(a) 及び、該当する場合には、附属書類を国際事 務局及び出願人に各一通同一の目に送付す 国際予備審査機関は、国際予備審査報告

(b) 写しを国際事務局に送付する。 国際予備審査の一件書類中その他の書類の 国際予備審査機関は、実施細則に従つて

(b) だし、川〇の規定を準用する。 25の26の規定に基づき認められた又は25 れたものとして取り扱うことができる。た (c)若しくは‰の2(c)の規定に基づき訂正さ として、国際出願日が2300(1、250)若しくは は選択官庁は、心の規定に従うことを条件 かのことを認めるときは、当該指定官庁又 るが、指定官庁又は選択官庁が、次のいずれ に基づき国際出願目が認められた場合であ 庁により200日、200又は2002日の規定 引用により含めることに基づいて、受理官 48及び26の規定に基づき要素又は部分を

> (c) り扱つてはならない。 (b(i)、巡(b若しくは巡の2(b)の規定に基づ を出願人に与えることなく、そのように取 べる機会又は他の規定に基づく請求の機会 て、事情に応じて相当の期間内に意見を述 定に基づき国際出願を取り扱うことについ 規定に基づき訂正されたものとして心の規 き認められた又は點に若しくは點の2回の 指定官庁又は選択官庁は、国際出願日が浴

くは部分は提出されなかつたものとし、当 又は当該正しい要素若しくは部分は無視さ の国内処理の目的のために当該欠落部分 該官庁に提出する通知において、当該官庁 合には、出願人は、心に規定する期間内に当 願日を訂正することを出願人に通知した場 が巡(0)又は巡の2(0)の規定に基づき国際出 該官庁は国際出願の国際出願目が訂正され は、当該欠落部分又は当該正しい要素若し れるよう請求することができ、その場合に

② いずれの国内官庁又は政府間機関も、当82の42 官庁における電子的な通信手段の不通 に、国際事務局にその旨を通知する。 む当該不通に関する情報を公表するととも 国内官庁又は政府間機関は、不通期間を含 就業日に行われたことを条件とする。関係 電子的な通信手段が回復した後続の最初の ができる。ただし、それぞれの行為が、当該 ことによる遅滞を許容する旨を定めること た場合には、その期間が遵守されなかつた ための規則に定める期間が遵守されなかつ 国内官庁又は政府間機関に対し行為を行う な通信手段のいずれかの不通により、当該 該国内官庁又は政府間機関が認める電子的 いずれの国内官庁又は政府間機関も、当

(b) 報が公表される時に、第二十二条又は第 指定官庁又は選択官庁は、 (a)に定める情

©の規定に従って、指定官庁又は選択官庁

たものとして取り扱つてはならない。

人に対し、@に定める期間が遵守されなか つたことによる遅滞の許容を考慮する必要 一十九条に規定する行為を既に行った出

又はlbに基づいて国際予備審査機関から を公報に掲載する。 る。国際事務局は、速やかにこの請求の詳細 際事務局に送付された書類の写しを提供 選択官庁に代わつて、心の規定により、川 後、選択官庁により請求された場合に、当該 国際事務局は、国際予備審査報告の作成の

## 第九六規則(手数料表並びに手数料の受領及)

手数料の受領の通知及び手数料の移転 含む。)、国際調査機関、補充国際調査のため 国際事務局をいう。 に指定された機関、国際予備審査機関又 庁(受理官庁として行動する国際事務局 この紀の規定の適用上、「官庁」とは受理官

手数料を受領したものとして処理する り、徴収官庁が手数料を受領した目に当 通知する。受益官庁は、当該通知の受領によ の官庁(「受益官庁」)に当該手数料の受領を 庁」)は、実施細則に従つて速やかに当該他 のための手数料を徴収する官庁(「徴収・ この規則又は実施細則に従つて他の官

ために徴収した手数料を当該受益官庁に移 徴収官庁は、実施細則に従い、受益官庁の

部修正(令和二年六月)」による改正部分で に記載した条文で置き換えてお読み下さい す。知的財産権法文集の条文を、この冊子 ※ラインを付した箇所は、「PCT規則の一